

○土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則

改正後

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則

昭和四十九年五月四日
規則第二十九号

改正 昭和五十二年一〇月 七日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第
五八号 一八号

昭和五十四年一二月一八日規則第 昭和五八年 四月 一日規則第
七二号 四〇号

昭和六十二年一〇月二二日規則第 平成 元年 二月一〇日規則第
七一号 一一号

平成 四年 九月二九日規則第 平成一二年 三月三一日規則第
一〇〇号 一〇四号

平成一五年 三月 七日規則第 平成一五年一〇月一七日規則第
二二二号 一二四号

平成一六年 四月 一日規則第 平成一六年一〇月一五日規則第
九二号 一五八号

平成一七年 三月 七日規則第 平成一七年 七月二二日規則第
二五号 一四三号

平成一九年 九月二八日規則第 平成二一年 七月一七日規則第
八二号 七六号

平成二三年 三月三一日規則第 令和 四年 三月三一日規則第
五八号 六三三号

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則

題名改正〔昭和五十四年規則七二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「法」という。)第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和六十二年規則七一号〕、一部改正〔平成元年規則一一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・一二四号・一

改正前

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則

昭和四十九年五月四日
規則第二十九号

改正 昭和五十二年一〇月 七日規則第 昭和五三年 四月 一日規則第
五八号 一八号

昭和五十四年一二月一八日規則第 昭和五八年 四月 一日規則第
七二号 四〇号

昭和六十二年一〇月二二日規則第 平成 元年 二月一〇日規則第
七一号 一一号

平成 四年 九月二九日規則第 平成一二年 三月三一日規則第
一〇〇号 一〇四号

平成一五年 三月 七日規則第 平成一五年一〇月一七日規則第
二二二号 一二四号

平成一六年 四月 一日規則第 平成一六年一〇月一五日規則第
九二号 一五八号

平成一七年 三月 七日規則第 平成一七年 七月二二日規則第
二五号 一四三号

平成一九年 九月二八日規則第 平成二一年 七月一七日規則第
八二号 七六号

平成二三年 三月三一日規則第 令和 四年 三月三一日規則第
五八号 六三三号

土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則

題名改正〔昭和五十四年規則七二号〕

(趣旨)

第一条 この規則は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「法」という。)第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第六十三条第三項第五号イの規定による認定の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔昭和六十二年規則七一号〕、一部改正〔平成元年規則一一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・一二四号・一

六年一五八号・一七年一四三号・一九年八二号・二一年七六号・令和四年六三号)

(優良宅地認定の申請)

第二条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定による認定(以下「優良宅地認定」という。)を受けようとする者は当該優良宅地認定に係る宅地の造成工事の着手前に、優良宅地認定申請書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)による廃止前の住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第四条の規定による認可を受けた者、都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた者(開発区域の面積が千平方メートル未満のものに限る。))及び宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)第七条の規定による確認を受けた者にあつては第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる図書)を添付しなければならない。

一 設計説明書(別記第二号様式)

二 造成区域に含まれる土地の公図の写し及び登記事項証明書

三 造成区域位置図

四 造成区域図

五 現況図

六 土地利用計画図

七 造成計画平面図

八 造成計画断面図

九 排水施設計画平面図

十 給水施設計画平面図

十一 崖の断面図

十二 擁壁の断面図及び構造図

十三 その他知事が必要と認める図書

3 前項第三号から第十二号までに掲げる図面は、別表に定めるところにより作成したものでなければならない。

一部改正(昭和五二年規則五八号・五四年七二号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・一二四号・一六年一五八号・一七年二五号・一四三号・一九年八二号・二一年七六号・令和四年六三号)

六年一五八号・一七年一四三号・一九年八二号・二一年七六号・令和四年六三号)

(優良宅地認定の申請)

第二条 法第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イの規定による認定(以下「優良宅地認定」という。)を受けようとする者は当該優良宅地認定に係る宅地の造成工事の着手前に、優良宅地認定申請書(別記第一号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)による廃止前の住宅地造成事業に関する法律(昭和三十九年法律第百六十号)第四条の規定による認可を受けた者、都市計画法第二十九条の規定による許可を受けた者(開発区域の面積が千平方メートル未満のものに限る。))及び宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十四年千葉県条例第五十号)第七条の規定による確認を受けた者にあつては第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる図書)を添付しなければならない。

一 設計説明書(別記第二号様式)

二 造成区域に含まれる土地の公図の写し及び登記事項証明書

三 造成区域位置図

四 造成区域図

五 現況図

六 土地利用計画図

七 造成計画平面図

八 造成計画断面図

九 排水施設計画平面図

十 給水施設計画平面図

十一 崖の断面図

十二 擁壁の断面図及び構造図

十三 その他知事が必要と認める図書

3 前項第三号から第十二号までに掲げる図面は、別表に定めるところにより作成したものでなければならない。

一部改正(昭和五二年規則五八号・五四年七二号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・一二四号・一六年一五八号・一七年二五号・一四三号・一九年八二号・二一年七六号・令和四年六三号)

(認定の基準) 第三条 知事は、優良宅地認定の申請があつた場合において、当該申請に係る宅地の造成の計画又は造成された宅地が昭和五十四年建設省告示第七百六十七号に規定する基準（以下「認定基準」という。）に適合しないとき、又はその申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定しないものとする。 一部改正〔昭和五二年規則五八号・五四年七二号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号〕 (認定書の交付) 第四条 知事は、優良宅地認定を行つた場合は、優良宅地認定書（別記第三号様式）を交付するものとする。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 (造成計画の変更認定) 第五条 優良宅地認定を受けた者が、当該優良宅地認定に係る宅地造成の計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る宅地の造成が認定基準に適合するものであることについて優良宅地認定申請書を知事に提出して、造成計画の変更認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。 一 街区の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更 二 工事の仕様を変更する設計の変更 2 前項各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、宅地造成工事計画変更届出書（別記第四号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。 3 第二条第二項の規定は、第一項の宅地造成の計画の変更の申請に準用する。 一部改正〔昭和五二年規則五八号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・令和四年六三号〕 (証明書の交付) 第六条 優良宅地認定を受けた者は、優良宅地認定に係る土地の造成区域（工区に分けた場合は、工区）の全部について造成工事が完了した場合において、当該宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。	(認定の基準) 第三条 知事は、優良宅地認定の申請があつた場合において、当該申請に係る宅地の造成の計画又は造成された宅地が昭和五十四年建設省告示第七百六十七号に規定する基準（以下「認定基準」という。）に適合しないとき、又はその申請の手続がこの規則に違反していると認めるときは、認定しないものとする。 一部改正〔昭和五二年規則五八号・五四年七二号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号〕 (認定書の交付) 第四条 知事は、優良宅地認定を行つた場合は、優良宅地認定書（別記第三号様式）を交付するものとする。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 (造成計画の変更認定) 第五条 優良宅地認定を受けた者が、当該優良宅地認定に係る宅地造成の計画の変更をしようとするときは、当該変更に係る宅地の造成が認定基準に適合するものであることについて優良宅地認定申請書を知事に提出して、造成計画の変更認定を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。 一 街区の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更 二 工事の仕様を変更する設計の変更 2 前項各号に掲げる軽微な変更をしようとするときは、宅地造成工事計画変更届出書（別記第四号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。 3 第二条第二項の規定は、第一項の宅地造成の計画の変更の申請に準用する。 一部改正〔昭和五二年規則五八号・五八年四〇号・六二年七一号・平成元年一号・四年一〇〇号・一二年一〇四号・一五年二三号・令和四年六三号〕 (証明書の交付) 第六条 優良宅地認定を受けた者は、優良宅地認定に係る土地の造成区域（工区に分けた場合は、工区）の全部について造成工事が完了した場合において、当該宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合していることの証明を受けようとするときは、優良宅地証明申請書（別記第五号様式）を知事に提出しなければならない。
---	---

2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合して行われたものと認める場合には、優良宅地証明書（別記第六号様式）を交付するものとする。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 （造成工事の廃止） 第七条 優良宅地認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成工事廃止届出書（別記第七号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 （優良宅地認定に基づく地位の承継） 第八条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者は、第六条第二項の規定による優良宅地証明書の交付を受けるまでの間に限り、その承継について地位承継届出書（別記第八号様式）により知事に届け出てその地位を承継することができる。 一部改正〔平成一五年規則二三号・令和四年六三号〕 （土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例） 第九条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の仮換地の指定がなされた宅地に係る優良宅地認定の申請は、第二条の規定にかかわらず、第二条第一項の優良宅地認定申請書に第二条第二項第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる図面を添付して知事に提出するものとする。 2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合すると認める場合は、優良宅地認定証明書（別記第九号様式）を交付するものとする。 全部改正〔昭和五四年規則七二号〕、一部改正〔昭和五八年規則四〇号・平成一二年一〇四号・一五年二三号〕 （申請書等の提出） 第十条 この規則に基づき知事に提出する申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する市町村に提出するものとする。 2 前項の場合において、宅地の造成区域に係る土地の区域が二以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の申請書等は、その宅地の造成区域に係る土地の区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。	2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が優良宅地認定の内容に適合して行われたものと認める場合には、優良宅地証明書（別記第六号様式）を交付するものとする。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 （造成工事の廃止） 第七条 優良宅地認定を受けた者は、当該宅地の造成に関する工事を廃止したときは、遅滞なく、宅地造成工事廃止届出書（別記第七号様式）によりその旨を知事に届け出なければならない。 一部改正〔平成一五年規則二三号〕 （優良宅地認定に基づく地位の承継） 第八条 優良宅地認定を受けた者の相続人その他の承継人又は優良宅地認定を受けた者から当該造成区域内の土地の所有権その他当該造成を施行する権原を取得した者は、第六条第二項の規定による優良宅地証明書の交付を受けるまでの間に限り、その承継について地位承継届出書（別記第八号様式）により知事に届け出てその地位を承継することができる。 一部改正〔平成一五年規則二三号・令和四年六三号〕 （土地区画整理事業による宅地の造成に関する特例） 第九条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の仮換地の指定がなされた宅地に係る優良宅地認定の申請は、第二条の規定にかかわらず、第二条第一項の優良宅地認定申請書に第二条第二項第一号、第三号、第六号及び第七号に掲げる図面を添付して知事に提出するものとする。 2 知事は、前項の申請に係る宅地の造成が認定基準に適合すると認める場合は、優良宅地認定証明書（別記第九号様式）を交付するものとする。 全部改正〔昭和五四年規則七二号〕、一部改正〔昭和五八年規則四〇号・平成一二年一〇四号・一五年二三号〕 （申請書等の提出） 第十条 この規則に基づき知事に提出する申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）は、千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十二年千葉県条例第一号）第二条の規定により、宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する市町村に提出するものとする。 2 前項の場合において、宅地の造成区域に係る土地の区域が二以上の市町村の管轄区域にわたるときは、前項の申請書等は、その宅地の造成区域に係る土地の区域を当該市町村の区域ごとに区分した場合にその最も広い部分を管轄する市町村に提出するものとする。
---	---

全部改正〔昭和五八年規則四〇号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇四号〕

(申請書等の提出部数)

第十一条 前条第一項の申請書等の提出部数は、正本一部副本三部（千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る申請書等にあつては、正本一部副本二部）とする。

2 前条第二項の規定により提出する申請書等の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する市町村及び土木事務所の数に一を加えて得た数（千葉県事務委任規則第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る申請書等の副本にあつては、当該市町村の数に一を加えて得た数）とする。

全部改正〔昭和五八年規則四〇号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇四号・一六年九二号・二三年五八号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔昭和五二年規則五八号〕

附 則（昭和五十二年十月七日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月十八日規則第七十二号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に造成工事に着手し、又は既に造成工事を完了している宅地の造成について、法第三十一条の第二項第五号ハの規定による認定を受けようとする者は、改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して九十日以内に限り認定の申請をすることができる。

3 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年四月一日規則第四十号）

全部改正〔昭和五八年規則四〇号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇四号〕

(申請書等の提出部数)

第十一条 前条第一項の申請書等の提出部数は、正本一部副本三部（千葉県事務委任規則（昭和三十一年千葉県規則第三十三号）第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る申請書等にあつては、正本一部副本二部）とする。

2 前条第二項の規定により提出する申請書等の正本の提出部数は一部、副本の提出部数は宅地の造成区域に係る土地の区域を管轄する市町村及び土木事務所の数に一を加えて得た数（千葉県事務委任規則第十二条から第十二条の三までの規定により土木事務所の長に委任した事務に係る申請書等の副本にあつては、当該市町村の数に一を加えて得た数）とする。

全部改正〔昭和五八年規則四〇号〕、一部改正〔平成一二年規則一〇四号・一六年九二号・二三年五八号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

一部改正〔昭和五二年規則五八号〕

附 則（昭和五十二年十月七日規則第五十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十四年十二月十八日規則第七十二号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に造成工事に着手し、又は既に造成工事を完了している宅地の造成について、法第三十一条の第二項第五号ハの規定による認定を受けようとする者は、改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して九十日以内に限り認定の申請をすることができる。

3 この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年四月一日規則第四十号）

1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。 附 則 (昭和六十二年十月二十二日規則第七十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年二月十日規則第十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成四年九月二十九日規則第百号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。	2 この規則の施行の際現に造成工事に着手し、又は既に造成工事を完了している宅地の造成について、法第六十二条の三第四項第八号ハの規定による認定を受けようとする者は、改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して九十日以内に限り認定の申請をすることができる。 附 則 (平成十二年三月三十一日規則第四百号) この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成十五年三月七日規則第二十三号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十五年十月十七日規則第二百二十四号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十六年四月一日規則第九十二号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十六年十月十五日規則第五百十八号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙	1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。 附 則 (昭和六十二年十月二十二日規則第七十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年二月十日規則第十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成四年九月二十九日規則第百号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。
1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。 附 則 (昭和六十二年十月二十二日規則第七十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年二月十日規則第十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成四年九月二十九日規則第百号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。	2 この規則の施行の際現に造成工事に着手し、又は既に造成工事を完了している宅地の造成について、法第六十二条の三第四項第八号ハの規定による認定を受けようとする者は、改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第二条第一項の規定にかかわらず、この規則の施行の日から起算して九十日以内に限り認定の申請をすることができる。 附 則 (平成十二年三月三十一日規則第四百号) この規則は、平成十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成十五年三月七日規則第二十三号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十五年十月十七日規則第二百二十四号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十六年四月一日規則第九十二号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十六年十月十五日規則第五百十八号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成十七年三月七日規則第二十五号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙	1 (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。 2 (経過措置) この規則の施行前になされた申請、届出その他の手続で、この規則の施行の際現にその処理が終了していないものについては、なお従前の例による。 附 則 (昭和六十二年十月二十二日規則第七十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成元年二月十日規則第十一号) この規則は、公布の日から施行する。 附 則 (平成四年九月二十九日規則第百号) (施行期日) この規則は、公布の日から施行する。

は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年七月二十二日規則第四百十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第五十八号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第六十三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（適用）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの規則の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第一条及び第二条の規定の適用については、同規則第一条中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条中「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」とする。

別表（第二条第三項）

は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十七年七月二十二日規則第四百十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年九月二十八日規則第八十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十一年七月十七日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第五十八号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日規則第六十三号）

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（適用）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）第三条の規定による改正前の法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の七の二に規定する連結法人の連結親法人事業年度（同法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）がこの規則の施行の日前に開始した連結事業年度（同項に規定する連結事業年度をいう。）における当該連結法人の短期所有に係る土地の譲渡等（改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十八条の六十九第二項第一号に規定する短期所有に係る土地の譲渡等をいう。）に関する改正後の土地譲渡益重課制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務施行細則第一条及び第二条の規定の適用については、同規則第一条中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条中「第二十八条の四第三項第五号イ、第三十一条の二第二項第十四号ハ、第六十二条の三第四項第十四号ハ又は第六十三条第三項第五号イ」とあるのは「第六十八条の六十九第三項第五号イ」とする。

別表（第二条第三項）

図面の種類	事項	縮尺	備考
造成区域位置図	造成区域の位置並びに造成区域及びその周辺の地域の地形	二万五千分の一以上	
造成区域図	造成区域及びその隣接の地域における市町村の境界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状	六百分の一以上	
現況図	地形、造成区域の境界並びに当該造成区域及びその隣接の地域における道路、河川、水路その他の公共施設	二千五百分の一以上	等高線は一メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益的施設の位置	千分の一以上	
造成計画平面図	造成区域の境界、 盛土又は切土 をする土地の部分、 崖 （地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。）又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び 勾配	千分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
造成計画断面図	盛土又は切土 をする前後の地盤面	千分の一以上	
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、 内法寸法 、 勾配 、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の河川等の名称	五百分の一以上	

図面の種類	事項	縮尺	備考
造成区域位置図	造成区域の位置並びに造成区域及びその周辺の地域の地形	二万五千分の一以上	
造成区域図	造成区域及びその隣接の地域における市町村の境界、市町村の区域内の町又は字の境界並びに土地の地番及び形状	六百分の一以上	
現況図	地形、造成区域の境界並びに当該造成区域及びその隣接の地域における道路、河川、水路その他の公共施設	二千五百分の一以上	等高線は一メートルの標高差を示すものであること。
土地利用計画図	造成区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物の敷地の形状、敷地に係る予定建築物の用途並びに公益的施設の位置	千分の一以上	
造成計画平面図	造成区域の境界、 切土又は盛土 をする土地の部分、 がけ （地表面が水平面に対し三十度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。）又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び こう配	千分の一以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
造成計画断面図	切土又は盛土 をする前後の地盤面	千分の一以上	
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、 内のり寸法 、 こう配 、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の河川等の名称	五百分の一以上	

別記 第一号様式 (第二条第一項)	給水施設 計画平面 図	給水施設の位置、形状、 <u>内法寸</u> 法及び取水方法並びに <u>消火栓</u> の位置	五百分の 一以上	排水施設計画平面 図にまとめて図示 してもよい。
擁壁の断面 図及び 構造図	<u>崖の高さ、勾配及び土質</u>（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）<u>盛土又は切土</u>をする前の地盤面並びに<u>崖面</u>の保護の方法	一 <u>盛土</u>をした土地の部分に生ずる高さが<u>一メートルを超える崖</u>、<u>切土</u>をした土地の部分に生ずる高さが<u>二メートルを超える崖又は盛土と切土と</u>を同時にした土地の部分に生ずる高さが<u>二メートルを超える崖</u>について作成すること。 二 擁壁で<u>覆われる崖面</u>については、土質に関する事項は示すことを要しない。	五十分の 一以上	
擁壁の断面 図及び 構造図	擁壁の寸法及び <u>勾配、擁壁</u> の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		五十分の 一以上	

別記 第一号様式 (第二条第一項)	給水施設 計画平面 図	給水施設の位置、形状、 <u>内のり寸法</u> 及び取水方法並びに <u>消火栓</u> の位置	五百分の 一以上	排水施設計画平面 図にまとめて図示 してもよい。
擁壁の断面 図及び 構造図	<u>がけの高さ、こう配及び土質</u>（土質の種類が二以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）<u>切土又は盛土</u>をする前の地盤面並びに<u>がけ面</u>の保護の方法	一 <u>切土</u>をした土地の部分に生ずる高さが<u>二メートルを超えるがけ</u>、<u>盛土</u>をした土地の部分に生ずる高さが<u>一メートルを超えるがけ又は切土と盛土と</u>を同時にした土地の部分に生ずる高さが<u>二メートルを超えるがけ</u>について作成すること。 二 擁壁で<u>おおわれるがけ面</u>については、土質に関する事項は示すことを要しない。	五十分の 一以上	
擁壁の断面 図及び 構造図	擁壁の寸法及び <u>こう配擁壁</u> の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法		五十分の 一以上	

年71号・平成元年11号・4年100号・12年104号・15年23号・124号・16年158号・17年143号・19年82号・21年76号・令和4年63号]	年71号・平成元年11号・4年100号・12年104号・15年23号・124号・16年158号・17年143号・19年82号・21年76号・令和4年63号]
第二号様式 (第二条第二項第一号)	第二号様式 (第二条第二項第一号)
第三号様式 (第四条)	第三号様式 (第四条)
全部改正〔昭和62年規則71号〕	全部改正〔昭和62年規則71号〕
第四号様式 (第五条第二項)	第四号様式 (第五条第二項)
一部改正〔昭和53年規則18号・62年71号・平成12年104号・令和4年63号〕	一部改正〔昭和53年規則18号・62年71号・平成12年104号・令和4年63号〕
第五号様式 (第六条第一項)	第五号様式 (第六条第一項)
全部改正〔昭和54年規則72号〕、一部改正〔昭和58年規則40号・62年71号・平成12年104号・令和4年63号〕	全部改正〔昭和54年規則72号〕、一部改正〔昭和58年規則40号・62年71号・平成12年104号・令和4年63号〕
第六号様式 (第六条第二項)	第六号様式 (第六条第二項)
全部改正〔昭和62年規則71号〕	全部改正〔昭和62年規則71号〕
第七号様式 (第七条)	第七号様式 (第七条)
一部改正〔昭和62年規則71号・平成12年104号・令和4年63号〕	一部改正〔昭和62年規則71号・平成12年104号・令和4年63号〕
第八号様式 (第八条)	第八号様式 (第八条)
一部改正〔昭和62年規則71号・平成12年104号・令和4年63号〕	一部改正〔昭和62年規則71号・平成12年104号・令和4年63号〕
第九号様式 (第九条第二項)	第九号様式 (第九条第二項)
追加〔平成12年規則104号〕	追加〔平成12年規則104号〕

第一号様式（第二条第一項）

優良宅地認定申請書

千葉県知事 様 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称、 主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名）		年 月 日 ※ 手数料欄
租税特別措置法の規定により（住宅建設の用に供する）優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を申請します。		
造成宅地の概要	1 宅地造成区域に含まれる地域の名称	平方メートル 年 月 日 年 月 日
	2 宅地造成区域を含む都市計画区域の名称	
	3 宅地造成区域の面積	
	4 宅地の用途	
	5 工事着手予定年月日	
	6 工事完了予定年月日	
	7 その他必要な事項	
※ 受付番号 年 月 日 第 号		
※ 認定番号 年 月 日 第 号		

備考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「宅地造成区域に含まれる地域の名称」の欄には、当該宅地造成に係る区域内の全地番を記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 認定申請に当たっては、当該認定の根拠となる条項を記載すること。なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハの規定によるものでない場合には、括弧内を抹消するとともに造成宅地の概要欄中「2」については、記載する必要はない。

第一号様式（第二条第一項）

優良宅地認定申請書

千葉県知事		様	年 月 日	※ 手数料欄
		住 所		
		氏 名		
		（法人にあつては、名称、 主たる事務所の所在地及 び代表者の氏名）		
租税特別措置法の規定により（住宅建設の用に供する）優良な宅地の供給に寄与するものであることの認定を申請します。				
造成宅地の概要	1	宅地造成区域に含まれる地域の名称		
	2	宅地造成区域を含む都市計画区域の名称		
	3	宅地造成区域の面積	平方メートル	
	4	宅地の用途		
	5	工事着手予定年月日	年 月 日	
	6	工事完了予定年月日	年 月 日	
	7	その他必要な事項		
※	受付番号	年 月 日	第	号
※	認定番号	年 月 日	第	号

備考

- ※印のある欄には、記載しないこと。
- 「宅地造成区域に含まれる地域の名称」の欄には、当該宅地造成に係る区域内の全地番を記載すること。
- 「その他必要な事項」の欄には、宅地造成を行うことについて、宅地造成等規制法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
- 認定申請に当たっては、当該認定の根拠となる条項を記載すること。なお、申請が租税特別措置法第31条の2第2項第14号ハ及び第62条の3第4項第14号ハの規定によるものでない場合には、括弧内を抹消するとともに造成宅地の概要欄中「2」については、記載する必要はない。